

「朝倉市地域防災計画」を改訂

防災交通課

「朝倉市地域防災計画」を改訂しましたのでお知らせします。東日本大震災以降の国や県の防災対策の見直し内容や平成24年九州北部豪雨等災害を踏まえた市独自の見直し内容を盛り込んでいます。

計画書は、市のホームページ（<http://www.city.asakura.lg.jp>「各種計画等」）からダウンロードできます。

また、市民向けに8ページで構成する概要版を作成しています。こちらも市のホームページからダウンロードできるほか、市役所の窓口（防災交通課、

朝倉支所市民窓口係、杷木支所市民窓口係）や各コミュニティセンターで配布します。

問 市防災交通課（内線 6110、1119）



無断転用は違法です 農地の転用には必ず許可を

農業委員会事務局

農地を転用するときは、農地法の許可が必要です。

無断転用した場合や、転用許可どおりに転用していない場合農地法に違反することになり、厳しい罰則の適用が

あります。

※場所によっては、農地転用できない個所があります。

問 市農業委員会事務局（内線 62163）

朝倉市バス待合所等設置事業 補助制度を創設

防災交通課

路線バスの利用促進や利便性向上を図るため、バスの待合環境等の整備に取り組む交通事業者や住民自治組織に対して、バス停上屋や駐輪場整備等に要した費用の一部を補助します。

【対象となる団体】

・路線バスの運行事業者
・市内の住民自治組織（コミュニティ協議会や行政区）など

【対象となる事業内容】

路線バスのバス停待合所や駐輪場、ベンチ等の設置または修繕を行う事業を対象とします。

・待合所（バス停の上屋）

・駐輪場（バス停からおおむね50メートル以内にあり、5台以上収容できる広さを有するもので、無料で利用できるものに限り）

※ただし、土地の取得や賃貸に係る経費および補助対象事業費が10万円未満の事業は除きます。

【補助金額】

■補助率：補助対象事業費の1／2

■補助限度額：1カ所あたり、上限50万円

申請方法等については直接、市防災交通課交通対策係までお問い合わせください。

問 市防災交通課交通対策係（内線 61109）

地域で設置された「比良松バス待合所」



平成28年度後期高齢者医療制度の保険料をお知らせします

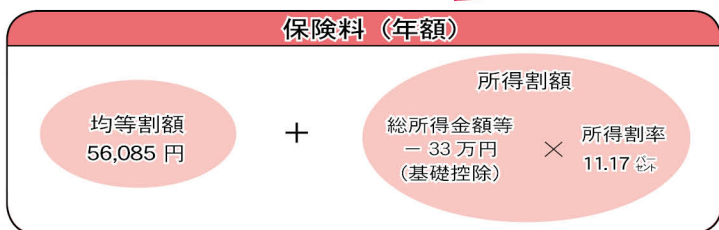
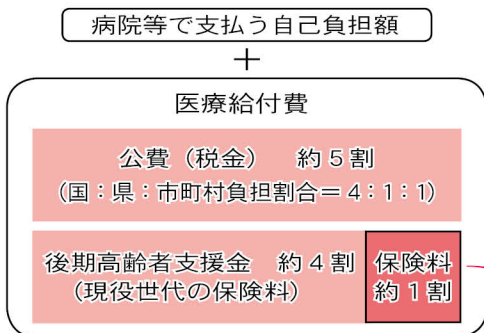
保険年金課

平成28年度後期高齢者医療制度の保険料の額は、平成27年中の所得の申告に基づき決定します。7月中旬に、被保険者（加入者）へ、「平成28年度後期高齢者保険料決定通知書」を郵送します。

この医療給付費のうち、約5割を公費（税金）で、約4割を後期高齢者支援金（現役世代の保険料）で負担し、残りの約1割を被保険者全員の保険料で負担します。

●保険料と医療費負担

医療費は、被保険者が病院等で支払う自己負担額と、保険から給付される医療給付費で構成されています。



※保険料は、被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計。保険料は年間57万円が上限

※総所得金額等とは、前年中の「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」、「公的年金収入－公的年金等控除」等の合計額で、各種所得控除前の金額

●保険料の決まり方（計算方法）

保険料は、平成27年中の所得金額と、平成28年4月1日時点（平成28年度中に75歳になる人や、県外から転入してきた人などはその時点）の世帯の状況に基づいて算定を行い、決定します。

◎保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。

◎保険料は、被保険者（加入者）一人ひとりにかかります。保険料率（被保険者均等割額、所得割率）は2年ごとに見直され、平成27年度より下がっています。

◎公的年金収入のみで、年金額が15.3万円以下の場合、総所得金額等が33万円以下となるため所得割はかかりません。

●保険料の軽減

●均等割額の軽減

平成28年度も、平成27年度の保険料軽減措置（被保険者均等割額の9割・8割5分・5割・2割軽減）を継続し

均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額（年額）	同一世帯の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額（注）の合計額
9割軽減	5,608 円	《33万円（基礎控除額）》以下で、かつ、《被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得なし）》
8割5分軽減	8,412 円	《33万円（基礎控除額）》以下
5割軽減	28,042 円	《33万円（基礎控除額）＋26万5000円×被保険者の数》以下
2割軽減	44,868 円	《33万円（基礎控除額）＋48万円×被保険者数》以下

（注）軽減対象所得金額は、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除額－15万円」となるなど、例外あり

●8月から、被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証（柿色）の有効期限は、7月31日です。

8月1日から使用できる被保険者証（桃色）は、7月下旬に郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお渡することがあります。

8月1日以降に医療機関にかかるときは、新しい被保険者証（桃色、有効期限は平成29年7月31日）を窓口で提示してください。

7月31日までに新しい被保険者証（桃色）が届かない場合は、市保険年金課へ問い合わせてください。

●被保険者証の自己負担割合を確認してください

医療機関で支払う医療費の自己負担割合は、1割または3割です。

毎年、前年中の所得に基づいて、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。自己負担割合は原則1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の市町村民税課税所得が14.5万円以上で

り12万円）

●8月から、限度額適用・標準負担額減額認定証が新しくなります

現在使用中の減額認定証の有効期限は、7月31日です。減額認定証をすでに持っている人で、平成28年度の市町村民税が非課税世帯の場合は、8月1日から使用する新しい減額認定証を7月下旬にお届けします。

世帯全員が市町村民税非課税である人が入院または高額な外来診療を受ける際に減額認定証を医療機関に提示すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。

なお、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、市保険年金課、朝倉支所または杷木支所での申請手続きが必要になります。

【問い合わせ先】

●市保険年金課

（内線61・150、183）

●福岡県後期高齢者医療広域連合

（092・651・3111）

国民健康保険に加入している人が高額医療を受ける場合は事前に「限度額適用認定証」等の申請を

保険年金課

国民健康保険の加入者が医療を受ける場合、70歳未満は医療費の3割、70歳以上は年齢や所得により1割、2割または3割を負担します。しかし、「限度額適用認定証」等（以下、「限度額証」）を医療機関に提示すれば、医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

ド、窓口で申請手続きに来る人の本人確認ができるもの

■限度額証の更新について

限度額証の有効期限は、申請の月から翌年7月31日までです。現在限度額証の交付を受けている人で、引き続き必要なのは更新の手続きが必要です。該当者には、更新時期に案内文書を郵送します。

70歳未満の人は、申請すれば限度額証の交付を受けることができます。

■70歳未満の人

70歳以上の人は、住民税非課税世帯の人のみ限度額証を申請することができます。課税世帯の人は、保険証と高齢受給者証を提示すれば、負担が限度額までとなりますので申請は不要です。

■75歳以上の人

後期高齢者医療制度の対象となります。10～11ページをご覧ください。

■70歳から74歳までの人

【申請に必要なもの】
国民健康保険被保険者証、印かん、世帯主および対象者の個人番号（通知）カード

●70歳～74歳までの自己負担限度額（月額）

所得区分	外来 (個人単位)	外来＋入院 (世帯単位)	限度額証 の申請
現役並み所得者	44,400 円	80,100 円＋（総医療費－267,000 円） × 1 割	×
一般	12,000 円	44,400 円	○
低所得者 (非課税世帯)	8,000 円	24,600 円 15,000 円	

●70歳未満の人の自己負担限度額（月額）

所得区分（※ 所得額）		過去 1 年間で 3 回 までの高額限度額	4 回目以降	限度額証 の申請
上位所得者	901 万円超の世帯	252,600 円 + (総医療費 － 842,000 円) × 1 割	140,100 円	○
	600 万円超～ 901 万円以下の世帯	167,400 円 + (総医療費 － 558,000 円) × 1 割	93,000 円	○
一般	210 万円超～ 600 万円以下の世帯	80,100 円 + (総医療費 － 267,000 円) × 1 割	44,400 円	○
	210 万円以下の世帯 (非課税世帯を除く)	57,600 円	44,400 円	○
住民税非課税世帯		35,400 円	24,600 円	○

※所得額とは、総所得金額から基礎控除額 33 万円を差し引いた額です。

■住民税非課税世帯の人は、食事代が安くなります

入院したときの食事代は、住民税が課税世帯の人は、1食あたりの自己負担額が360円（ただし、難病、小児慢性特定疾患の患者、また平成28年4月1日時点で既に1年を超えて精神病床に入院している患者は260円）ですが、住民税が非課税世帯の人は、申請することで申請月の翌月から入院時の食事代が次の額に減額されます。

区 分	1食 あたり
非課税世帯で過去1年以内に90日以内の入院をした人	210 円
非課税世帯で過去1年以内に90日を超える入院をした人	160 円
非課税世帯で所得が一定基準に満たない70歳以上の 人	100 円

（※療養病床は除く）

■所得の申告を忘れずに
世帯主または国民健康保険加入者が平成28年度（平成27年中）の所得を申告をしていない場合は、正しい負担区分判定ができませんので、所得の申告をしてください。

問 市保険年金課（内線 61181、152）

介護保険負担割合証が更新されます

介護サービス課

■介護保険負担割合証

65歳以上で一定以上所得者（※）の介護サービスの利用者負担割合が2割になります。それ以外の人は1割になります。

■介護保険サービスを利用する際は「介護保険負担割合証」が必要です

7月までに要介護・要支援認定を受けている人に全員に利用者負担の割合が記載された新しい「介護保険負担割合証」を郵送します。介護保険サービスを利用する際は、介護保険被保険者証

とあわせて提示してください。

■交付対象期間：8月1日～平成29年7月31日

※一定以上所得者とは：本人の前年の合計所得金額が160万円以上かつ同一世帯の65歳以上の人の前年の「年金収入＋その他の合計所得」が、単身で280万円以上、2人以上で346万円以上の人のことです。

問 市介護サービス課（内線 61201）

国民健康保険加入者の70歳から74歳までの人へ

保険年金課

現在の「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は、7月31日です。8月1日から平成29年7月31日までの高齢受給者証は、平成27年中の所得による判定後、7月下旬に郵送します。医療を受けるときは必ず保険証と一緒に提示してください。

また、平成26年4月から制度改正に

より、一部負担金の割合の記載欄が昭和19年4月1日以前の誕生日の人は「2割（特例措置により1割）」、昭和19年4月2日以降の誕生日の人は「2割」と表示しています。ただし、現役なみの所得があった人には、「3割」と表示しています。

問 市保険年金課（内線 61153）

国民年金保険料の納付が困難なときは

保険年金課

所得が少なく、国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料免除制度や若年者納付猶予を利用できます。所得が少ない人（50歳未満）で、免除が受けられない場合は、保険料を猶予し後払いができます。未納のままにしていた場合、万一の際に障害年金などを受け取れない場合があります。

■免除の申請

免除・猶予を受けるための所得審査を毎年行うため、毎年申請が必要です。平成28年度の申請期間は、7月～平成29年6月までです。また、2年1ヵ月前までさかのぼって未納期間がある場合、その期間も免除の申請ができます。日本年金機構で審査し、承認されると、その期間の保険料が免除（猶予）されます。

また、全額免除・納付猶予の承認を受けた人のうち、継続申請を希望していた人は毎年申請する必要があります（所得の申告は必要）。しかし、一部（4分の3、半額、4分の1）免除や、失業や被災などで免除の承認を受けた人は、翌年度も申請が必要です。

■所得審査対象：《免除》申請者本人・配偶者・世帯主の所得

●世帯構成・所得（めやす）による免除割合

	全額免除	3/4 免除	半額免除	1/4 免除
4人世帯 (夫婦、子2人)	162 万円	230 万円	282 万円	335 万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92 万円	142 万円	195 万円	247 万円
単身世帯	57 万円	93 万円	141 万円	189 万円

・実際の基準は所得の内訳や控除、扶養構成等の条件で異なる
・猶予については、全額免除と同じ基準を適用

《猶予》申請者本人・配偶者の所得
■追納制度
免除・納付猶予の承認期間は全額納付した場合に比べ、受け取る金額が少なくなるため、10年以内であれば後から納付できる追納制度があります。ただし、免除・猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

問 市保険年金課（内線 61381、139）

住民票等交付の「通知制度」のお知らせ

市民課

市では、住民票や戸籍などを、本人からの委任状を持参した代理人や第三者（※）に交付した場合は、事前に登録した人に通知をします。

この制度により、住民票の写しなどの不正請求を抑止し、個人の権利の不当な侵害を防止することを目的としています。また、事前登録の有無にかかわらず、住民票などが不正に請求されたことが判明した場合も本人に通知します。

（※）第三者とは、住民票の場合、本人および同一世帯以外の人、戸籍の場合、戸籍に記載された人またはその配偶者、直系尊属もしくは直系卑属以外の人（国または地方公共団体の機関による申請を除く）をいいます。

【登録方法】

■受付時間：平日8時30分～17時15分

■受付窓口：本庁市民課、朝倉支所市民窓口係、杷木支所市民窓口係
なお、本人が窓口に来られない場合は、代理人、または郵送による申

請ができます。

■登録できる人

①市内に住民登録をしている人

②市内に本籍のある人

■申請に必要なもの

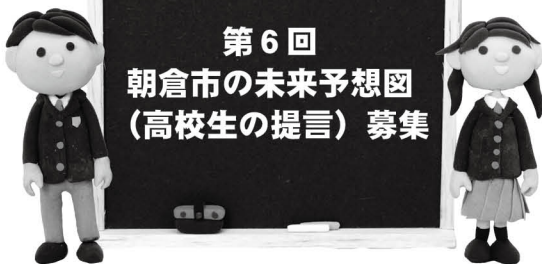
①申請書

②本人確認書類（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、マイナンバーカードなど公的機関の発行した顔写真入りのもの。保険証など顔写真のないもの場合には、複数種類が必要）

③代理人による申請の場合は、本人作成の委任状（委任者名は自筆）および代理人についての本人確認書類 ※郵送申請の場合は、本人確認書類のコピーを申請書と一緒に送付してください。

問 市市民課（☎22-1113）、または市ホームページ（http://www.city.asakura.lg.jp）

第6回 朝倉市の未来予想図（高校生の提言）募集



「子育て世代が住んでみたいと思うまちづくり」をテーマとし、募集します。朝倉市の人口増加、特に子育て世代の増加が期待できるアイデアを、市として取り組む制度・事業として募集します。

■応募資格

高校生。ただし発表会（2次審査）に参加可能な人に限ります。個人・グループは問いません。

■応募方法

①専用の原稿用紙5～10枚程度（資料含む）とします。
②応募用紙に必要な事項を記入したものを添付してください。
※原稿用紙と応募用紙は市ホームページからダウンロードできます。

■応募先

市ふるさと課地域振興係までメール

（furusato@city.asakura.lg.jp）、郵送（〒838-8601朝倉市菩提寺412-2）または直接提出してください。

■応募期間

7月1日（金）～9月1日（木）

■書類審査

書類審査を通過した個人・グループに9月中旬に書面にて審査結果を通知します（高校に対して通知します）。

■発表会（2次審査）

①日時：10月22日（土）午後

②場所：市役所杷木支所元議場

③審査基準：独創性、有効性、地域性、公益性、発表方法

■表彰

上位3位までを表彰します。副賞として1位2万円分、2位1万円分、3位7千円分の図書カードを進呈します。発表会参加者に参加賞を進呈します。

■著作権の帰属等

①応募された提言は返却しませんのでご了承ください。

②応募された提言の著作権は朝倉市に帰属します。

■個人情報の取り扱い

応募用紙にご記入いただいた個人情報、審査、結果発表および応募者への連絡のため使用し、その他の目的には使用しません。

問 市ふるさと課（内線61-505）

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の一部補助を行います

環境課

市には、猫によるフン尿や鳴き声、ゴミや庭を荒らすといった相談、苦情が多く寄せられています。また、飼い主のいない猫への無責任なエサやりに対して、食べ残しにカラスや害虫が集まる等の環境衛生上の問題や、過剰繁殖による子猫の産みつけの相談、苦情も多く寄せられています。

そこで、飼い主のいない猫の過剰繁殖を抑え、フン尿や鳴き声等の被害を軽減させるため、平成26年度より飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術費の一部補助を行っています。

■手術後の効果

・繁殖しなくなるため、猫の数が増えなくなります。
・一代限りの命を全うさせるため、徐々に猫の数が減少します。（飼い主のいない猫の寿命は4～5年といわれています）
・発情期の鳴き声や他の猫とのケンカが少なくなります。

■補助金額：1匹につき50000円

■補助対象者：市内に住所を有する

個人で、市内に生息する「飼い主のいない猫」に不妊去勢手術を施す人。

※飼い猫は補助対象外です。

■受付期間：7月1日～平成29年1月31日（予算の範囲内で50件程度）

※予算がなくなり次第終了

■申請方法：補助金交付申請書に添付書類をつけて市環境課に提出。申請書は市環境課および市ホームページから入手可能。

※申請前に手術をすると、補助金の対象外となりますので、ご注意ください。

問 市環境課（内線65-11）



市営住宅入居者募集

都市計画課

市営住宅に空家が生じた場合の補充入居者募集を行います。

申込資格、必要書類等の詳細は、下記の窓口で配布する募集案内をご覧ください。

なお、待機順を決める抽選会を8月下旬に行う予定です（長期間空家となっている住宅については随時募集を行っています。詳しくはお問い合わせください。）

合わせてください。

■募集案内配布・申込受付期間

7月1日（金）～15日（金）

■募集案内・申込書の配布、受付窓口

○市都市計画課住宅係

○朝倉・杷木支所市民窓口係

問 市都市計画課住宅係（内線61-236）

平成28年度ポイント方式 県営住宅入居者募集

都市計画課

■募集住宅

県内に所在する県営住宅（募集対象団地、募集戸数等詳細については募集案内書をご覧ください）

■募集案内書配布および申込受付期間
7月13日（水）～22日（金）（申し込み手数料は不要）

■募集案内書配布場所

県住宅供給公社、公社管理事務所（福岡・北九州・筑後・筑豊）、公社管

理事務所出張所（行橋・大牟田・直方・田川）、県庁県営住宅課、各地区県

民情報コーナー（北九州・筑後・筑豊・京築）、県内の各市（区）役所および町村役場、ほか

問 県住宅供給公社県営住宅管理部

（☎092-781-8029）または、県庁県営住宅課（☎092-643-3739）